

# 【概要】士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

## 1 目的

太陽光発電施設を設置しようとする事業者が、地域や市の理解を得ながら施設の適切な管理運営を行うためのガイドラインです。

- (1) 地域や住民とのトラブル防止・地域との協調
- (2) 不適切案件の発生防止



## 2 対象となる施設

- (1) 出力10kW以上の発電施設
  - ・建築物へ設置する物を除く
  - ・自家消費を除く
  - ・固定価格買取制度（FIT）の認定を受けない施設も対象

## 3 ガイドラインで定める主な事項

- (1) 対象区域 士別市の全域
- (2) 事業者 発電設備の設計者、コンサルタント、設備の設置者、発電事業者など（保守点検や維持管理を行う事業者を含む）
- (3) 施設の適正な設置
  - ①士別市との事前協議（事業概要の提出、設置方法など）
  - ②地域の理解促進（住民や企業など周辺関係者への説明）
- (4) 施設設置後の適切な維持管理など
  - ①適正な維持管理（施設の保守点検、緊急連絡先、災害発生時の対応など）
  - ②撤去及び廃棄（撤去・廃止における計画的な対応など）

## 4 事業者のみなさまへ

既に着手、発電を開始している場合においても、ガイドラインの趣旨に沿って適切な維持管理に努めてください。



担当：士別市総務部企画課まちづくり推進係  
☎0165-26-7790 MAIL:kikakuka@city.shibetsu.lg.jp